

再生可能エネルギー固定価格買取制度賦課金の減免措置に係る  
子メーターの取扱いについて

素形材関係団体 御中

平成28年6月3日  
経済産業省製造産業局  
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

平素より大変お世話になっております。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「法」という。）第17条第1項の認定（所謂、賦課金の減免認定）を受けようとする際の実務上の留意事項につきまして、以下の通りまとめましたので、ご連絡致します。

● メーターを用いた区分計測に基づく減免申請につきまして

「賦課金にかかる特例の認定申請書」の様式において、電気事業者が設置したメーターによる区分計測が可能な場合には、当該計測結果に基づく減免申請が可能となっておりますが、この度、その際の実務上の留意点等を整理致しましたので、ご連絡致します。

- 1) 認定に係る子メーターの設置に際しては、計量法に基づく検定を受けたメーターの設置が必要。

※ なお、計量法に基づく検定を受けたメーターであり、正しく計測対象の電力量の測定が可能なものであれば、その種類は問わない。

- 2) 上記子メーターの設置・保守等に際しては、法で定義される「電気事業者」による設置・保守等が必要であり、設置工事や保守等に関して、当該電気事業者との新たな契約締結が必要。

※ 上記の定義に該当すれば、当該需要者に電気の供給を行っている「電気事業者」と子メーター設置・計量を行う「電気事業者」は別の事業者でもよい。

- 3) 上記子メーターによる区分計測結果に基づく減免申請に際しては、設置された子メーターの計測結果と当該子メーターが電氣的にどの設備の電力を計測しているかを記した書面（様式自由、但し、契約先の電気事業者による作成又は確認が必要）を添付書類として提出すること。

以 上